【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（認可）

第三十条　金融商品取引業者は、第二条第八項第十号に掲げる行為を業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

２　内閣総理大臣は、金融商品取引業者に対し前項の認可をしたときは、その旨を当該金融商品取引業者の登録に付記しなければならない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（認可）

第三十条　金融商品取引業者は、第二条第八項第十号に掲げる行為を業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

２　内閣総理大臣は、金融商品取引業者に対し前項の認可をしたときは、その旨を当該金融商品取引業者の登録に付記しなければならない。

（③　削除）

（改正前）

（新設）

第二十九条　証券会社は、次に掲げる業務を営もうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一　第二条第八項第三号の二に掲げる行為を行う業務

二　第二条第八項第四号に掲げる行為のうち有価証券の元引受けを行う業務

三　第二条第八項第七号に掲げる行為を行う業務

②　内閣総理大臣は、証券会社に対し前項の認可をしたときは、その旨を当該証券会社の登録に付記しなければならない。

③　第一項第二号において「有価証券の元引受け」とは、第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受けであつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を除く。次号において同じ。）から取得すること。

二　当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約をすること。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第二十九条　証券会社は、次に掲げる業務を営もうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一　第二条第八項第三号の二に掲げる行為を行う業務

二　第二条第八項第四号に掲げる行為のうち有価証券の元引受けを行う業務

三　第二条第八項第七号に掲げる行為を行う業務

②　内閣総理大臣は、証券会社に対し前項の認可をしたときは、その旨を当該証券会社の登録に付記しなければならない。

③　第一項第二号において「有価証券の元引受け」とは、第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受けであつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を除く。次号において同じ。）から取得すること。

二　当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約をすること。

（改正前）

第二十九条　証券会社は、次に掲げる業務を営もうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一　第二条第八項第三号の二に掲げる行為を行う業務

二　第二条第八項第四号に掲げる行為のうち有価証券の元引受けを行う業務

三　第二条第八項第七号に掲げる行為を行う業務

②　内閣総理大臣は、証券会社に対し前項の認可をしたときは、その旨を当該証券会社の登録に付記しなければならない。

③　第一項第二号において「有価証券の元引受け」とは、第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受けであつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（証券会社及び登録金融機関を除く。次号において同じ。）から取得すること。

二　当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約をすること。

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第二十九条　証券会社は、次に掲げる業務を営もうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一　第二条第八項第三号の二に掲げる行為を行う業務

二　第二条第八項第四号に掲げる行為のうち有価証券の元引受けを行う業務

三　第二条第八項第七号に掲げる行為を行う業務

②　内閣総理大臣は、証券会社に対し前項の認可をしたときは、その旨を当該証券会社の登録に付記しなければならない。

③　第一項第二号において「有価証券の元引受け」とは、第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受けであつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（証券会社及び登録金融機関を除く。次号において同じ。）から取得すること。

二　当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約をすること。

（改正前）

第二十九条　証券会社は、次に掲げる業務を営もうとするときは、金融再生委員会の認可を受けなければならない。

一　第二条第八項第三号の二に掲げる行為を行う業務

二　第二条第八項第四号に掲げる行為のうち有価証券の元引受けを行う業務

三　第二条第八項第七号に掲げる行為を行う業務

②　金融再生委員会は、証券会社に対し前項の認可をしたときは、その旨を当該証券会社の登録に付記しなければならない。

③　第一項第二号において「有価証券の元引受け」とは、第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受けであつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（証券会社及び登録金融機関を除く。次号において同じ。）から取得すること。

二　当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約をすること。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第二十九条　証券会社は、次に掲げる業務を営もうとするときは、金融再生委員会の認可を受けなければならない。

一　第二条第八項第三号の二に掲げる行為を行う業務

二　第二条第八項第四号に掲げる行為のうち有価証券の元引受けを行う業務

三　第二条第八項第七号に掲げる行為を行う業務

②　金融再生委員会は、証券会社に対し前項の認可をしたときは、その旨を当該証券会社の登録に付記しなければならない。

③　第一項第二号において「有価証券の元引受け」とは、第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受けであつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（証券会社及び登録金融機関を除く。次号において同じ。）から取得すること。

二　当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約をすること。

（改正前）

第二十九条　証券会社は、次に掲げる業務を営もうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一　第二条第八項第三号の二に掲げる行為を行う業務

二　第二条第八項第四号に掲げる行為のうち有価証券の元引受けを行う業務

三　第二条第八項第七号に掲げる行為を行う業務

②　内閣総理大臣は、証券会社に対し前項の認可をしたときは、その旨を当該証券会社の登録に付記しなければならない。

③　第一項第二号において「有価証券の元引受け」とは、第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受けであつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（証券会社及び登録金融機関を除く。次号において同じ。）から取得すること。

二　当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約をすること。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第二十九条　証券会社は、次に掲げる業務を営もうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一　第二条第八項第三号の二に掲げる行為を行う業務

二　第二条第八項第四号に掲げる行為のうち有価証券の元引受けを行う業務

三　第二条第八項第七号に掲げる行為を行う業務

②　内閣総理大臣は、証券会社に対し前項の認可をしたときは、その旨を当該証券会社の登録に付記しなければならない。

③　第一項第二号において「有価証券の元引受け」とは、第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受けであつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（証券会社及び登録金融機関を除く。次号において同じ。）から取得すること。

二　当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約をすること。

（改正前）

（新設）

旧第二十八条第二項参照